

平成27年2月25日
公益社団法人日本建築士会連合会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
公益社団法人日本建築家協会

改正建築士法の円滑な施行についての要望

改正建築士法の円滑な施行に向け、建築設計三会では、建築士及び建築士事務所に対する各種の周知活動に取り組んでいます。その一方で、本改正法を実効あるものとするためには、設計等を依頼する一般消費者（建築主）に対する広報を含めた周知の徹底が重要であります。

一般消費者（建築主）への周知は、建築設計三会だけでは限界があるため、今回の改正事項のうち、特に一般消費者（建築主）に関係する下記の事項に、国として取り組んでいただけるようお願い申し上げます。

記

改正建築士法の内容（主に以下4点）の一般消費者（建築主）への広報を含めた周知徹底を図っていただきたい

- (1) 書面による契約締結の義務化（延べ面積300㎡超の建築物の設計・工事監理契約）
- (2) 設計・工事監理業務の適正な代価での契約締結の努力義務化
- (3) 無登録業務の禁止の徹底（技術的助言による）
- (4) 建築士免許証の提示の義務化

このうち無登録業務の禁止は、法律改正事項ではありませんが、今回の法改正に併せて国土交通省が講ずべき措置として、技術的助言によってその徹底が図られることとなっています。

しかし、技術的助言では一般消費者（建築主）に対する周知が十分ではないため、「建築物の設計・工事監理の業務は、事務所登録をしている建築士事務所で行うことができない旨」について、一般消費者（建築主）に対して十分周知を図っていただきたい。